

「自分の好きなふるさとに納税できる?!」カンタン解説

東京メトロポリタン税理士法人

税理士 北岡 修一

・・・中小企業社長と会計事務所職員の会話調で・・・

職員：社長、社長のふるさととはどちらですか？確か、四国の方とか聞いていましたが...

社長：そうなんだよ。高知の方だけどね... でも、小さい頃からこっちに来ちゃっているから、あまりふるさとという気もしないんだけどね。親戚もあっちにはほとんどいないし。

職員：そうですか... じゃあ、せっかくだいい話を持ってきたんですけど、だめですかねえ...

社長：なにに、いい話って。ダメ元でもいいから話してみたらどう？結構、私は柔軟ですよ（笑）。

職員：そうですね。使えるかも知れませんし。実は、ふるさと納税の話です。社長、知ってますか？

社長：そういえば聞いたことはあるけど、詳しくは知らないよ。ふるさとに納税できるって話か... ？

職員：そうですね。自分の住民税について、基本的には今住んでいる自治体に納付しますが、これを自分のふるさとに納税することができる制度です。この制度が、平成20年度の税制改正で導入されました。

社長：そうか。自分のふるさとか... じゃあ、私の場合は高知ということか。でも、実際には千葉県に住んでいた期間が長いから、むしろこっちの方がふるさとだな... ふるさとの定義というのは、どうなってんの？

職員：それが、実はどこでもいいんですよ。生まれたところでも、第2のふるさとでも、あるいはまったく住んでいないけど、好きな県とか市とか...

社長：えーっ、そうなの？そんないい加減に税金を払うところを、選んでいいわけ？ちょっと問題もあるんじゃない？

職員：もちろん、限度なしにできるってことではないですよ。住民税の1割程度が、ふるさと納税できる限度です。また、実際には納税という形ではなくて、寄付ということでふるさとにお金を支払うことになります。その寄付した分の一定額を住民税から差し引ける、という方式です。

社長：なるほど。ふるさとなど好きな自治体に寄付をして、その分を住民税から引いてくれるってことか。それだったら、気楽にできそうだね。

職員：そうですね。ちょっと簡単に計算方法を説明しておきますよ。表の方を見てくださいか？まずは、寄付金ですから、所得税の寄付金控除があります。これは寄付金から5,000円を引いた額が、所得から控除されるわけですね。

社長：いつもやっている赤十字の寄付金などと一緒に計算するのかな？

職員：そうです。他の寄付金などと合算して計算します。これは、所得控除ですから、これに税率を掛けた分の所得税が、減額されるわけですね。5万円を寄付した場合の例を載せていますが、その方の所得税率が10%であれば、4,500円所得税が減額されるわけですね。社長の場合はもっと税率が高いので、多くなりますよ。

社長：ふるさと納税だから、住民税の問題だけかと思ったけど、所得税も安くなるんだな。これは一挙両得ってことか？

職員：いやいや、そんな甘くないです。所得税と住民税合わせて、一定の税額が減額されるしくみになっています。

社長：やっぱりそうか。抜け目ないか... (笑)。で、住民税の方はどういう計算になる？

職員：はい。表の2の①と②の合計額が、住民税額から引けることになります。住民税の方は、所得から引くのではなく、計算された金額をマルマル住民税額から引くことになります。

社長：ちょっとわけのわからない計算式だね。特に②の方は...

職員：そうですね。わかりにくいですね。②の方は、所得税の寄付金控除との調整をして控除額を計算している式です。具体例で見てみましょうか？

社長：そうだね。具体的に計算してみた方がわかりやすそうだね。

職員：所得税の方は先ほどお話したように、5万円をふるさと納税として寄付をすると、4,500円の所得税が減額されます。住民税の方は、①の計算式で4,500円、②の計算式で36,000円、住民税が減額されます。所得税、住民税をすべて合わせたところで、45,000円が減額されることとなります。

社長：5万円の寄付に対して、45,000円税金が安くなるということか。5,000円分は持ち出しということになるね。

職員：そうですね。ふるさと納税は寄付金の制度を使うということで、5,000円は控除することになっていますので。それに合わせて所得税と住民税の計算式が考えられているようです。

社長：住民税の1割程度が限度ということだったが、それはどこで考慮するわけ？

職員：表の2の②の式ですね。欄外に②は住民税の所得割の10%が限度、と書いてありますように、その金額までしか控除できない、ということになります。

社長：大体わかった。まあ、細かいことは自治体が計算してくれるんだろうから...とところで、どこの自治体に寄付してもいいというのであれば、寄付取り合戦になるんじゃないの？

職員：そうなんです。いろいろな自治体が、うちの市(県)に寄付してくれたら、こんな特産品プレゼントしますよ、なんていうのをホームページに出していますよ。また、寄付金をどんな事業に使って欲しいのか、選べるようになっている自治体もありますね。

社長：そうか...こりゃちょっと、ホームページ真剣に探してみよう。どうせならいいものくれるところに寄付したいよね！

職員：そうですけど、社長は、高知か千葉じゃないんですか...？

表： ふるさと納税の税額控除

1. 所得税の寄付金控除

$$\bullet \text{ 寄付した金額} - 5,000 \text{ 円} = \text{寄付金控除額}$$

寄付金控除額が、所得金額から差し引かれ、所得税が減額されます。

※ただし、対象となる寄付金は、他の寄付金と合わせて年間総所得金額の40%までです。

(例) ○○市に5万円を寄付。その方の所得税率10%の場合

$$\cdot \text{ 寄付金控除額} = 50,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円} = 45,000 \text{ 円}$$

$$\cdot \text{ 減額される所得税額} = 45,000 \text{ 円} \times 10\% = 4,500 \text{ 円}$$

2. 住民税の寄付金税額控除

次の金額の合計が、翌年度の住民税から控除されます。

$$\textcircled{1} \text{ 寄付した金額} - 5,000 \text{ 円} \times 10\%$$

$$\textcircled{2} \text{ (寄付した金額} - 5,000 \text{ 円)} \times (90\% - \text{所得税率})$$

※ただし、②の金額は、住民税の所得割の10%が限度となります。

また、対象となる寄付金は、他の寄付金と合わせて年間総所得金額等の30%までです。

(例) 上記所得税と同じケース

$$\textcircled{1} (50,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times 10\% = 4,500 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} (50,000 \text{ 円} - 5,000 \text{ 円}) \times (90\% - 10\%) = 36,000 \text{ 円}$$

$$\text{合計 } \textcircled{1} + \textcircled{2} = 40,500 \text{ 円}$$

●所得税と住民税の税額減の合計

$$4,500 \text{ 円} + 40,500 \text{ 円} = 45,000 \text{ 円}$$